

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下「本協会」という。）定款第28条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事とする。
- (2) 常勤役員とは、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、費用とは区分するものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費等を含む。）等の経費をいう。なお、報酬とは区分するものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員に報酬及び費用を支給することができる。

- 2 常勤役員に対する報酬の額は、その者の職務実績及び本協会の財務状況、その他の事情を考慮して本協会の会長が定めるものとする。
- 3 常勤役員に対する報酬は、その金額を通貨で支払うものとする。なお、支給日は、本協会職員賃金規程に準ずる。
- 4 月の途中で就任あるいは退任した常勤役員の報酬は、日割りによって算出した額（1円未満の端数は切り上げ）を支給する。

(報酬からの控除)

第4条 常勤役員に報酬を支給する際には、所得税、社会保険料等を報酬から控除して支給する。

(通勤手当の取り扱い)

第5条 常勤役員には、その通勤実態に応じ、通勤手当を支給する。

(退職給与の支給)

第6条 退職給与は、常勤役員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、定款第27条の規定により解任された場合は、その者には退職給与を支給しない。

(退職給与の額)

第7条 退職給与の額は、第3条第2項に規定する報酬の年額を12分の1にした額

(1円未満の端数は切り上げ)に、別表に定める乗率を乗じた額(1万円未満は切り上げ)とする。

(勤続年数の計算)

第8条 退職給与の額の算定基礎とする勤続年数の計算は、本協会就業規則第13条の規定を準用する。

(慰労金)

第9条 常勤役員が退職した場合には、慰労金を支給することができる。なお、慰労金の額は理事会の承認を得て会長が決定する。

(費用の弁償)

第10条 役員が職務を行うために要する費用を弁償する。費用の弁償の額は実費相当額とする。具体的な手続きは理事会において別に定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営上必要な事項は本協会の会長が定める。

附 則

- 1 この規程の改廃は、総会において行う。
- 2 この規程は、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成26年5月1日)から施行する。

別表

退職給与乗率表

勤続年数	乗率	勤続年数	乗率
3年	3	12年	14
4年	4	13年	15
5年	5	14年	16
6年	7	15年	17
7年	8	16年	20
8年	9	17年	21
9年	10	18年	22
10年	11	19年	23
11年	13	20年	24